

# 欧米競争政策の動向のポイント

2020年5月27日 No.2

金子 晃 監修

内 容

## I 米国競争法(政策)

- 1 司法省、アルミメーカー同士の企業結合の阻止訴訟での歴史的調停において、勝利した旨を公表(2020年3月9日)
- 2 連邦取引委員会、ダナハーによる GE 社バイオフィーマの買収について、ダナハーのバイオプロセッシング関連資産の売却を条件として容認(2020年3月19日)
- 3 連邦取引委員会、電子タバコメーカー・アルトリアによるジュールに対する 128 億ドルの出資の解消を求め、審判開始手続を行った旨を公表(2020年4月1日)

## II 欧州競争法(政策)

- 1 買収事件
  - (1) 欧州委員会、UTC による Raytheon の買収を条件付承認(2020年3月13日)
  - (2) 欧州委員会、Gategroup による LSG の買収を条件付承認(2020年4月3日)
  - (3) 欧州委員会、Mylan と Pfizer の Upjohn の合併を条件付承認(2020年4月22日)
  - (4) 欧州委員会、Aurubis による Metallo の買収を承認(2020年5月4日)

---

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂 KS ビル 2F

電話 03-3585-1241

FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

## I 米国競争法(政策)

本号では、事件3件を取り上げる。1件目は、司法省がアルミメーカーNovelisによる同業Alerisの買収案の阻止を求めて提訴をした事件で、同省が製品市場の画定問題を巡る調停において勝利した事件である。この一番最初の調停では、Novelisが北米におけるAlerisの自動車向けアルミボディシート事業を売却しなければならないとの判定が下された。

2件目は、ダナハーによるGE社バイオフィーマの買収案を、FTCが条件付き承認した事例である。本件では、当該買収によって、バイオ医薬品製造に使用される10の製品・機器の市場における競争が実質的に減殺されるおそれがあるとして、各関連市場でのダナハーの関連資産の売却が命じられた。

3件目は、電子タバコ大手アルトリアと同業ジュールがシャーマン法1条に違反し、不当な取引制限に当たる一連の協定を締結したとして、FTCが審判手続を開始した事件である。審判開始決定書によると、当該協定において、ジュールがアルトリアに対し同社の株式35%を売却する旨を約し、その見返りとして、アルトリアがジュールに対し同社と競争をしない旨を約した。上記3件の詳細は以下のとおりである。

### 1 司法省、アルミメーカー同士の企業結合の阻止訴訟での歴史的調停において、勝利した旨を公表(2020年3月9日)<sup>1</sup>

司法省は3月9日、大手アルミメーカーNovelis, Inc.(以下「Novelis」という。)による同業Aleris Corporation(以下「Aleris」という。)の買収計画の禁止を求めた民事反トラスト訴訟における争点について、それを解決するために起こされた初の調停で勝利した旨を公表した。勝利の結果、NovelisはAlerisの北米での自動車向け圧延アルミシート事業の全てを売却しなければならず、これによって、この重要産業における競争が完全に確保されることになる。追加的に、被告らと司法省との調停契約に定められている条件に基づき、Novelisは、同省に対して同省が調停に関して被った費用を弁償しなければならない。

マカン・デルラヒム反トラスト局長は、次の声明を出した。「本日の決定は、自動車メーカー、及びアメリカの消費者と納税者にとっての勝利であり、また自動車向け圧延アルミシート市場における競争を確保するものでもある。この最初の調停は、本合併阻止訴訟における争点を簡素化された方法で解決するための有効な措置であった。本件が示すとおり、調停は適切な事件においては、有効な紛争解決手段となりうるものである。また私は、この事件から得られた教訓を将来の事件において適用するのを楽しみにしている。私は、こ

---

<sup>1</sup> Press Release, Department of Justice, Justice Department Wins Historic Arbitration of a Merger Dispute, March 9, 2020.

の画期的な調停に取り掛かった反トラスト局の有能かつ忠実な弁護士、パラリーガル、及び経済学者から成るチームを誇りに思っている。彼らは調停手続を通して反トラスト局の主張を非常に良く代弁してくれた。」

2019年9月4日に司法省反トラスト局は、NovelisによるAlerisの買収の阻止を求めてオハイオ州北部地区地裁に民事反トラスト訴訟を提起した。訴状が提出される前、司法省及び被告らは、本件を巡る同省の競争上の懸念が一定期間内に解消されないのであれば、本件を拘束力ある調停に委ねることで合意に達した。地裁の指揮の下で証拠開示手続が進んだ。証拠開示手続の終了後、製品市場画定の問題を解決するため、事件は、調停契約に基づき、拘束力のある調停に委ねられた。10日間にわたる調停の口頭審理が先週終了した。1996年行政紛争解決法の下での司法省の権限がこれで初めて行使された。

今回、調停者は、司法省が主張したとおり、自動車向け圧延アルミシート市場が関連製品市場に該当すると決定し、司法省勝利の判定を下した。司法省が勝利を収めたため、アメリカ合衆国は最終判決案をオハイオ州北部地区地裁に提出した。同判決案では、関連市場における競争を確保するため、NovelisがAlerisの北米での自動車向け圧延アルミシート事業の全てを売却しなければならない。本件調停手続によって、事業者に予見可能性が与えられ、また被告らは、外国当局の承認を得ることを条件として買収を実行できるようになった。

Novelisはカナダの企業であり、ジョージア州アトランタに本社を構えている。同社は、3つの業界(自動車、飲料缶、特別製品)向けに圧延アルミシートを供給している。2019年3月末決算の会計年度では、Novelisは約123億ドル(約1兆3161億円、1ドル=107円)の売上を計上した。NovelisはHindalco Industries Ltd.の完全子会社であり、同社はインド・ムンバイ市に本社を置くインドの会社である。

Alerisは、オハイオ州クリーブランドに本社を置くデラウェア州の会社である。同社はとりわけ、圧延アルミシートを自動車、航空、ビル及び建設産業向けに提供している。2018年にAlerisは約34億ドル(約3638億円)の売上を計上した。

## **2 連邦取引委員会、ダナハーによるGE社バイオフィーマの買収について、ダナハーのバイオプロセッシング関連資産の売却を条件として容認(2020年3月19日)<sup>2</sup>**

連邦取引委員会(以下「FTC」という。)は3月19日、Danaher Corporation(以下「ダナハー」という。)による214億ドル(約2兆2898億円)に及ぶGE Biopharma(以下「GE社バイオフィーマ」という。)の買収に関して、当該買収が反トラスト法に違反することとなる可能性があるとして、行政手続をとった事件で、ダナハーがFTCと和解をして事件を終結させるため、

---

<sup>2</sup> Press Release, Federal Trade Commission, FTC Imposes Conditions on Danaher Corporation's Acquisition of GE Biopharma, March 19, 2020.

関連資産を売却することに同意した旨を発表した。

申立書(Complaint)で FTC は、届出のあった当該買収計画が実行されるならば、米国(また場合により全世界)において、バイオ医薬品製造に用いられる 10 の製品・機器の高度寡占市場での競争が実質的に減殺されるおそれがあると主張した。

本件の同意命令案によれば、ダナハーが当該製品・機器の研究開発・製造・販売に関する資産と権利を Sartorius AG に対し売却することが義務付けられている。ドイツに本社を置く Sartorius AG は、ライフサイエンス産業向けにバイオプロセス分析機器その他の関連製品を供給している。

売却される製品・機器は以下のとおりである。

- ・ **マイクロキャリア・ビーズ**。当該ビーズは細胞培養のバイオプロセッシングに用いられており、ビーズの表面には細胞が付着して増殖できるようになっている。ダナハーと GE 社バイオファーマは世界規模の主要な供給者 2 社であり、相互に激しく競争している。届出のあった買収計画では、主要な供給者 3 社が 2 社に減ることになっていた。
- ・ **従来の低圧液体クロマトグラフィー用のカラム**。当該クロマトグラフィー用カラムは筒状の容器であり、それには固定相(クロマトグラフィーの使用において、試料成分などの移動する側とは対照的に、樹脂など、固定されている側)の吸着剤として使用されるクロマトグラフィー樹脂が詰め込まれる。主要な供給者は 3 社のみであり、3 社には市場において相当なシェアを有するダナハーと GE 社バイオファーマが含まれる。
- ・ **従来の低圧液体クロマトグラフィー・スキッド**。当該スキッドはポンプ、バルブ、センサー、チューブ、電子部品及びソフトウェアによって構成されるシステムから成っており、同システムによってカラム内の溶液の流れがコントロールされている。GE 社バイオファーマは主要な供給者であり、GE 社バイオファーマとダナハーは市場で直接競争しており、その他にはほんの数社の主要な供給者しか存在していない。
- ・ **使用回数が 1 回の低圧液体クロマトグラフィー・スキッド**。当該スキッドは、従来の液体クロマトグラフィー・スキッドと同様な方法で液体の流れを制御しているが、幾つかの部品は単回使用のものである。GE 社バイオファーマは支配的な供給者であり、GE 社バイオファーマとダナハーは主要な供給者 3 社のうちの 2 社である。
- ・ **クロマトグラフィー樹脂**。化学処理されたこれらの樹脂は、クロマトグラフィーの固定相として使用される。それぞれのタイプの樹脂は化学的特徴と用途において異なっており、またそれぞれのタイプは別個の関連製品市場を構成する。GE 社バイオファーマとダナハーとの間では、相当程度の競争上の重複が 3 つの樹脂市場において生じ

ている。それらはアフィニティー(親和性)樹脂、イオン交換樹脂及びミックスモード樹脂である。GE 社バイオフーマはクロマトグラフィー樹脂の支配的サプライヤーであり、ダナハーは主要な独立した競争者である。

- ・ **低圧液体クロマトグラフィーの連続式クロマトグラフィー・システム。** 当該クロマトグラフィー・システムは、低圧液体クロマトグラフィーで利用されるマルチカラムの同時処理を可能とするものである。この精製システムはポンプ、バルブ、センサー、チューブ、電子部門及びソフトウェアによって構成され、それらのうちの流路コンポネントは単回使用品か複数回使用品である。ダナハー及び GE 社バイオフーマは5つの供給者のうちの2社である。
- ・ **使用回数が1回のタンジェンシャル・フロー・ろ過システム。** ろ過プロセスを制御する当該システムは、膜表面に沿って並行方向に細胞培養液を流し、不要な分子を除去するものである。届出のあった買収計画では、買収後の企業が、市場の相当程度のシェアを獲得することになっていた。
- ・ **ラベルフリー分子の特性解析装置。** ラベルフリー(対象に標識がついていない)分子に関する当該装置は、新薬発見のためなど、様々なバイオプロセスの用途に使用される。ダナハー及び GE 社バイオフーマは市場における主要な競争者である。当該2社を除く市場は非常に分散化されている。

本件の審査を通じて、FTC の職員は、ブラジル、中国、欧州連合及びイスラエルの競争当局と協力し、これら当局の職員と、買収案及び潜在的な問題解消措置の分析について密接に連絡を取り合った。

FTC は本件申立書を発出し、また同意命令案を受け入れることを3対2で承認した。Chopra 委員と Slaughter 委員が反対票を投じた。同意命令案は間もなく官報において公表され、公表の日から30日の間がパブリックコメントの受付期間となっている。

### **3 連邦取引委員会、電子タバコメーカー・アルトリアによるジュールに対する128億ドルの出資の解消を求め、審判開始手続を行った旨を公表(2020年4月1日)<sup>3</sup>**

連邦取引委員会(以下「FTC」という。)は4月1日、電子タバコ大手 Altria Group, Inc.(以下

---

<sup>3</sup> Press Release, Federal Trade Commission, FTC Sues to Unwind Altria's \$12.8 Billion Investment in Competitor JUUL, April 1, 2020.

「アルトリア」という。)と同業 JUUL Labs, Inc.(以下「ジュール」という。)が反トラスト法に違反し、アルトリアによるジュールの株式 35%の取得を含め、不当な取引制限に当たる一連の協定を締結したとして、審判手続を開始した。

FTC 競争局 Conner 局長は次の声明を出した。「数年間にわたり、アルトリアとジュールがクローズシステム(カートレッジ交換)タイプの電子タバコ市場における競争者同士であった。そこで、アルトリアとジュールは競争を無くし、ジュールの利益を共有することで、競争相手から協力者に転じることにした。2018 年末には、アルトリアがジュールの筆頭株主になって、電子タバコ市場から撤退した。」

FTC は、アルトリアとジュールが競争者として互いの電子タバコ価格を詳細にモニターし、技術開発を巡って競争していたと主張している。審判開始決定書によると、アルトリアは、主要ブランドのタバコの所有権をテコ入れして、米国における小売店で有利な陳列スペースを確保した。黎明期の競争の結果、アルトリアの Mark Ten ブランドが市場占拠率を基準として二番目に人気の高い電子タバコブランドとなったが、2018 年末には、ジュールが業界リーダーたるアルトリアと Reynolds を追い抜き、米国における 1 位の電子タバコ企業となった。

FTC は、アルトリアがこの競争的威嚇に対処するため、ジュールから同社の株式の相当数を譲り受け、その見返りとして、ジュールと競争をしない旨を確約したと主張している。審判開始決定書によると、アルトリアが電子タバコ事業から撤退する旨を表明した数週間後、両当事会社が一連の協定を締結した。また、それによると、当該協定の下、アルトリアがジュールの筆頭株主となり、ジュールの取締役会にオブザーバーを参加させられる権利を獲得し、またジュールの無議決権株式を議決権株式に変更し、その後、同社の取締役会に取締役 3 人を任命できるというオプションを獲得した。その見返りとして、ジュールが 120 億ドル(約 1 兆 2840 億円)以上の現金を受け取り、アルトリアから 6 年間にわたり同社と競争をしないとの確約を獲得し、また一連のサポートサービスの提供を確保したとされている。

FTC は、アルトリアによるジュールの株式取得及び関連協定を考え合わせて考慮するならば、それらはシャーマン法 1 条と FTC 法 5 条に違反する不当な取引制限、及びクレイトン法 7 条に違反する競争の実質的減殺に当たると主張している。

FTC の委員長を含む委員 5 人が行政法判事による審判を求めることを全会一致で決めた。Chopra 委員は同意声明を公表し、Slaughter 委員はそれに同意した。審判は 2021 年 1 月 5 日に開始される予定である。

(お問い合わせは、佐藤 潤、経済法学者・慶應義塾大学産業研究所共同研究員・クレド法律事務所提携ニューヨーク州弁護士 jun\_sato02@yahoo.co.jp、までお願いします。)

## II 欧州競争法(政策)

本号で取り上げた4つの事件は、ともに買収事件である。

1件目は、いずれも米国企業であるUTCの航空事業とRaytheonの防衛事業の統合を内容とする。欧州委員会は、本件買収により軍事用GPS受信装置市場と機上無線機市場における競争が減殺されるおそれを懸念したが、両当事者から申出のあった英国BAE Systemsへの資産売却を内容とする問題解消措置の実施を条件に本件買収を承認した。

2件目は、いずれもドイツ企業であるGategroupによるLufthansa Service Groupの欧州における機内食事業等の買収を内容とする。欧州委員会は、本件買収により機内食市場における競争が減殺されるおそれを懸念したが、Gategroupによる機内食事業に係る資産売却を内容とする問題解消措置の実施を条件に本件買収を承認した。

3件目は、製薬会社であるMylan(オランダ)と、Pfizerの一事業部であるUpjohn(中国)の事業統合を内容とする。欧州委員会は、本件買収により一部の医薬品成分について競争上の懸念が認められるとして、Mylanの後発医薬品事業の売却を内容とする問題解消措置の実施を条件に本件買収を承認した。

4件目は、Aurubis(ドイツ)による銅スクラップ精製業者Metallo(ベルギー)の買収について、企業結合審査の第二段階にあたる詳細審査の結果、無条件で承認されたものである。

欧州委員会の統計<sup>4</sup>によると、合併規則が施行された1990年9月21日から2020年4月までの約30年間の期間において、欧州委員会に届出のあった企業結合案件は7721件に上る。そのうち詳細審査が行われたのは、230件(約2.9%)に過ぎず、結果的に無条件で承認されたのは62件に留まっており、本件は希なケースである(なお、230件中、条件付で承認された事例が134件、禁止された事例が30件である)。

### 1 買収事件

#### (1) 欧州委員会、UTCによるRaytheonの買収を条件付承認(2020年3月13日)<sup>5</sup>

欧州委員会は、EU合併規則の下、United Technologies Corporation(UTC)によるRaytheonの買収を条件付で承認した。本件承認は一連の資産売却を条件とする。

本件取引は、UTCの航空事業とRaytheonの防衛事業を統合するものである。両社は航空機製造業者であるほか、誘導兵器製造業者、軍隊向けの軍事システムと装備品の供給業者でもある。

<sup>4</sup> 欧州委員会競争総局ウェブサイトで公表されている企業結合に関する統計(<https://ec.europa.eu/competition/mergers/statistics.pdf>)による(2020年5月17日閲覧)。

<sup>5</sup> Press Release, European Commission, Commission approves acquisition of Raytheon by UTC, subject to conditions, 13 March 2020.

## 欧州委員会の調査

欧州委員会は、調査を実施する際に、防衛産業全般と EEA(欧州経済領域)各国の軍隊から直接広範な情報を収集した。

欧州委員会は、当初届出のあった本件取引は、軍事用 GPS 受信装置市場と機上無線機市場における競争を減少させるおそれがあることに懸念を表明した。

欧州委員会は、調査の結果、次の事実を認定した。

- ・ 軍事用 GPS 受信装置について、UTC と Raytheon は、軍事システム全般にとって重要な部品である軍事用 GPS 受信装置を、EEA 各国を含む世界各国に供給している数少ない供給者の 2 社である。このため本件取引の後、合併により誕生する事業者が代替的供給者との間で競争にさらされる機会は極めて限定されることとなる。
- ・ 機上無線機について、UTC と Raytheon は、世界における主要な供給者 2 社であり、米国の軍用飛行機製造業者が実際に取引可能な相手は両社に限られている。欧州委員会は、本件合併の結果、米国から多くの軍用飛行機を調達している EEA 各国の軍隊が価格上昇による損害を受けるおそれがあることに懸念を有していた。

欧州委員会は、UTC と Raytheon の事業活動の間には垂直的結合が見られるものの、本件取引は競争に影響を与えるものではないと結論づけた。その理由として欧州委員会は、合併により誕生する事業者は、競争者が必要とする製品の入手を制限したり、顧客にアクセスすることを制限したりする能力、動機ともに有していないことを指摘した。

また欧州委員会は、合併により誕生する事業者が自己の製造するシステムや部品を抱き合わせる行為を行うことにより競争者を市場から閉め出す可能性についても調査を行った。その結果欧州委員会は、合併事業者は、このような戦略により競争を制限する能力、動機ともに有していないと結論づけた。

## 提案された問題解消措置

欧州委員会の競争上の懸念に応えるため、UTC と Raytheon の両社は、次の事業の売却を提案した。

- ・ 米国アイオワ州 Cedar Rapids と Coralville に所在する UTC の軍事用 GPS 受信装置と対妨害信用(anti-jamming)事業全体
- ・ 米国インディアナ州 Fort Wayne を本拠とする Raytheon の軍事機上無線事業全体

UTC と Raytheon の両社は、両事業を英国に本拠を置く防衛航空事業者である BAE Systems へ売却する意向である。

提案された問題解消措置は、UTC と Raytheon の軍事用 GPS 受信装置と軍事機上無線事業全般における水平的重複全体を解消するものである。

よって欧州委員会は、上記措置により修正された本件取引は、EEA において競争上の懸



念を惹起するものではないと結論づけた。本件決定は、上記措置の全面的遵守を条件とする。

## 国際協力

本件両当事者は、米国における極めて重要な軍事装備品の供給者であるところ、欧州委員会は米国司法省と緊密な協力を行った。また欧州委員会は、カナダ競争局とも定期的な連絡を行った。

## 本件当事会社と製品

UTC は米国に本拠を置き、システム構築と航空機産業に製品とサービスを提供している世界的事業者である。

Raytheon も米国に本拠を置き、ミサイル、防空システム、レーダー、電子戦(electric warfare)を中心とする防衛部門、民政部門、サーバーセキュリティに対するソリューションを提供している。

なお本件取引は、2020年1月24日に欧州委員会へ届出のあったものである。

## (2) 欧州委員会、Gategroup による LSG の買収を条件付承認(2020年4月3日)<sup>6</sup>

欧州委員会は、EU 合併規則の下、Gategroup による Lufthansa Service Group(以下「LSG」という。)の欧州事業の買収を条件付きで承認した。本件承認は、Gategroup の申し出た問題解消措置の全面的遵守を条件とする。

本件取引の結果、Gategroup は株式と資産の購入を通じ、LSG の欧州事業(以下「LSG EU」という。)に対する単独の支配権を獲得することになる。

## 欧州委員会の調査

欧州委員会による調査の結果、当初届出のあった本件取引により、ベルリン・テーゲル、ケルン、デュッセルドルフ、フランクフルト、ハンブルク、ハノーバー、ミュンヘン、パリ・シャルル・ド・ゴール、ローマ・フィミチーノの各空港における機内食サービス市場において準独占又は、有効な競争者が1社のみとなる状況がもたらされるおそれがあることが明らかになった。

欧州委員会は、本件市場に対する競争者の参入が困難であることに懸念を有している。実際、本市場への参入障壁は比較的高いものとなっており、航空会社が機内食供給者の変更することは、特に新たな供給者がこれまで機内食を提供していないか、飛行場に拠点を

---

<sup>6</sup> Press Release, European Commission, Commission approves acquisition of the European catering business of LSG by Gategroup, subject to conditions, 3 April 2020.

有していない場合に困難である。

また欧州委員会は、機内設備、ラウンジ運営サービス、食品販売部門向けの調理済食品、機内販売サービス、旅客空輸サービスの各市場に対して本件取引が与える影響についても調査を行った。

### 問題解消措置

欧州委員会の懸念に応えるため、Gategroup は一連の問題解消措置を提案した。欧州委員会は、市場参加者に本件措置を照会した上で、意見を提出する機会を与えた。

その後 Gategroup は、市場調査の結果を考慮に入れて修正した問題解消措置を提出し、上述の飛行場の機内食市場における競争の開始又は拡大を促すべく複数の重複する事業の売却を申し出た。売却対象とされた事業には、機内食の契約のほか、製造に必要な施設、ハイローダー(訳注：航空機への荷積み用リフト)等の有形資産、人員、無形資産が含まれる。

欧州委員会は、本件措置により修正された本件取引は競争上の懸念を惹起するものではないと結論づけた。本決定は、上記措置の全面的な遵守を条件とする。

### 本件当事会社と製品

Gategroup は、スイスに本拠を置き、機内食、機内販売その他航空会社に関連するサービスを、欧州経済領域諸国を含む約 60 か国において提供している。

LSG EU(訳注：LSG の欧州事業)は、Lufthansa Group に所属する LSG Group が行う欧州事業であり、ドイツを本拠とする。LSG の欧州事業には、LSG の機内食と鉄道の車内食事業、世界におけるラウンジ事業、欧州における冷凍食品製造(Evertaste ブランドで操業)、設備事業とドイツの飛行場での小売サービス(Ringeltaube チェーンを通じて操業)が含まれる。

機内食サービスは、フライト中に乗客に提供される食品と飲料を航空会社に提供、配送するサービスから構成される。Gategroup は同社の子会社 Gate Gourmet Servair を通じて機内食サービス提供しており、LSG の欧州事業は、LSG Sky Chefs ブランドにより機内食サービスを提供している。

なお、本件取引は 2020 年 2 月 14 日に欧州委員会へ届出のあったものである。

### (3) 欧州委員会、Mylan と Pfizer の Upjohn の合併を条件付承認(2020 年 4 月 22 日)<sup>7</sup>

欧州委員会は、EU 合併規則の下、世界的な製薬会社である Mylan と、Pfizer の一事業部門として Pfizer の特許切れブランド医薬品と後発医薬品を製造している Upjohn の合併を条件付で承認した。本件承認は、Mylan の後発薬事業の一部売却を条件とする。

---

<sup>7</sup> Press Release, European Commission, Commission approves the merger of Mylan and Pfizer's Upjohn division, subject to conditions, 22 April 2020.

本件取引は、EEA(欧州経済領域)における後発医薬品供給者の上位5社の一角を占める Mylan と、特許が失効した先発医薬品の製造業者 Upjohn の統合を内容とする。

### 欧州委員会の調査

欧州委員会は、薬局と病院向けに販売される後発医薬品市場を対象に調査を行った。Mylan と Upjohn 両社の事業は、心血管、尿生殖器、筋骨格、神経系統、感覚器治療等の治療分野において重複している。

欧州委員会は、後発医薬品を巡る供給者間の競争について、(i)国ごとに規制/払い戻し制度が異なる中、供給者間の競争状況を考慮して加盟国レベルで競争が行われていること、また(ii)特定の治療に有効な化学成分として、異なる医薬品間でも競争が行われていることを認定した。本件調査の対象となる医薬品の成分は、患者や医療従事者にとって代替可能なものではないため、個別に評価を行うのが一般的である。

欧州委員会の調査の結果、Mylan と Upjohn の供給する大半の製品について、競争上の懸念がないことが明らかになった。しかしながら欧州委員会は、本件取引の結果、両社の地位が強化される一方、市場における有効な競争者の数が限られていることから、一部の加盟国における化学成分について、競争上の懸念が生じることが明らかになった。具体的には、以下の表にある加盟国における化学成分について競争上の懸念が認められた。

化学成分	加盟国
Alprazolam	アイスランド、アイルランド、イタリア、ポルトガル
Atorvastatin	ノルウェー
Doxazosin	チェコ、フランス
Eletriptan	デンマーク、フィンランド、フランス、ノルウェー、スウェーデン
Eplerenone	ベルギー、ハンガリー
Gabapentin	アイルランド
Latanoprost	ベルギー、ルクセンブルク
Latanoprost/timolol	ベルギー、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ
Pregabalin	ベルギー、チェコ、ルクセンブルク、ノルウェー
Sildenafil	エストニア、フランス、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、英国
Venlafaxine	ベルギー
Ziprasidone	チェコ

また欧州委員会は、(i)有効な薬効成分のほか、(ii)Mylan と Upjohn の垂直的關係について、後発医薬品の川上から供給までのライセンス供与に関する調査を行った。

### 提案された問題解消措置

Mylan と Upjohn の両社は、欧州委員会の競争上の懸念に応えるため、有効な販売許可・契約・ブランド、一時的な製造・供給契約を含む Mylan の事業を単独ないし複数の購入者へ売却することを申し出た。この中には、EEA 域内と英国を含む 20 か国における特定の後発医薬品も含まれる。

提案された問題解消措置は、深刻な競争上の懸念がみられる市場における Mylan と Upjohn の事業の重複を解消するものであり、欧州委員会の競争上の懸念に完全に応えるものと評価できる。

よって欧州委員会は、上記措置により修正された本件取引は、EEA において競争上の懸念を惹起するものではないと結論づけた。本件決定は、上記措置の全面的遵守を条件とする。

### 本件当事会社と製品

Mylan は、オランダに本拠地を置き、後発医薬品、ブランド化された後発医薬品、特殊医薬品を開発、ライセンス、製造、販売、流通する垂直統合された世界的な製薬会社である。

Upjohn は、中国に本拠を置き、世界的な製薬会社 Pfizer の一事業部門として、特許切れとなった Viagra、Xanax、Lipitor を含むブランド医薬品、後発医薬品事業を営んでいる。

なお本件取引は、2020 年 2 月 28 日に欧州委員会へ届出のあったものである。

### (4) 欧州委員会、Aurubis による Metallo の買収を承認(2020 年 5 月 4 日)<sup>8</sup>

欧州委員会は、EU 合併規則の下での詳細審査を経て、Aurubis による銅スクラップ精製業者 Metallo の買収について、EEA(欧州経済領域)全体、又はその一部における競争に悪影響を与えるものではないとして承認した。

銅スクラップは、使命を終えた製品、又は生産から生じる副産物である。

### 欧州委員会の調査

欧州委員会は、詳細調査において膨大な情報を収集し、銅スクラップの販売、購入、加工を行う多くの事業者からのフィードバックを得た。

欧州委員会は、本件取引の結果、合併により誕生する事業者が購買力を強めることで、銅スクラップを購入する際に低価格を取引相手に強要できるかについて評価を行った。すなわち、スクラップが低価格で購入される場合、EEA において銅スクラップを製造過程の副産物として販売している供給者には、製造コスト増に等しい効果をもたらされることに

---

<sup>8</sup> Press Release, European Commission, Commission approves Aurubis' acquisition of Metallo, 4 May 2020.

なる。その結果、最終製品の価格についても、上昇する可能性がある。また、銅スクラップ回収者にとっても、銅スクラップへの投資を行い、銅スクラップを回収する動機と能力を低下させるおそれがある。

欧州委員会は、以下のように関連市場を画定した。

(i) 精製の銅スクラップは、直接溶解用の銅スクラップとは区別される。銅スクラップ精製市場には、比較的標準化された製品である「銅スクラップ 2 番」と「e-スクラップ」の市場と、本件調査が焦点を当てた精錬と精製向けのより均質な「銅スクラップ」(以下「CSSR」という。)の市場の異なる 2 つの市場が存在する。

(ii) CSSR の購入市場は、大量の輸出が行われているが、全 EEA 領域が対象とされる。というのは、「銅スクラップ 2 番」のようなより標準化された製品についても、世界の各地域の間で常に価格差が存在するためである。EEA のスクラップ供給者にとって、銅スクラップの輸出は重要な代替的選択肢であるため、欧州委員会は競争上の評価において考慮に入れることとした。

本件合併の結果、欧州委員会が当初競争上の懸念を抱いていた CSSR 市場については、EEA における主導的な 2 社が統合されることになる。しかしながら欧州委員会は、次の理由から、本件合併は有効な競争を大きく減殺することにはならないと結論づけた。

(i) CSSR の購入部門における両社の市場シェアの合計は、本件取引の後も妥当なものであること

(ii) Aurubis と Metallo の両社による銅スクラップの購入は補完的な内容であり、本件取引前においても近接した競争関係にはないこと

(iii) EEA 内外には、多くの銅スクラップの代替的購入者が存在するため、本件取引後も合併により誕生する事業者に対する圧力となること

したがって欧州委員会は、本件取引は合併により誕生する事業者が、より低価格で銅スクラップを購入することとなっても、CSSR 市場の競争に深刻な影響を与える可能性はないと結論づけた。さらに本件合併は、両当事者の有する技術の相互補完性を考慮すると、銅スクラップの精製において、シナジー効果をもたらされる可能性がある。

なお、銅スクラップ 2 番については、多くの代替的入手先が存在するため、有効な競争に対する重大な影響は認定されなかった。

欧州委員会はまた、両当事者間の垂直的關係に関し、Aurubis が製造する銅の棒製品と形鋼(Metallo が銅陰極の潜在的な原材料供給者となっている)について検討を行ったが、競争上の懸念を惹起するものではないと結論づけた。

よって欧州委員会は、本件取引は EEA 全域又はその一部において競争上の懸念を惹起するものではないと結論づけ、本件を無条件で承認した。

## 本件当事会社と製品

Aurubis は、ドイツに本拠を置く世界的な非鉄金属の供給者であり、また欧州最大の統合された銅製造業者である。Aurubis は、銅精鉱と銅スクラップを加工し、銅陰極と銅精製過程の副産物を製造する。また同社は、銅形鋼と半製品、鋼板、棒、ワイヤー等の銅合金製品を製造している。

Metallo は、ベルギーに本拠を置き、非鉄金属のリサイクル、加工、取引事業を行っている。同社は、銅陽極、陰極、錫、鉛その他精製過程の副産物を製造するために銅スクラップを精製している。

なお、本件取引は2019年10月14日に欧州委員会へ届出があり、欧州委員会は同年11月19日に詳細手続を開始したものである。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 [tada@toyo.jp](mailto:tada@toyo.jp)、までお願いします。)